

白山市文化協会芸術家登録制度取扱要領

(目的)

第1条 白山市文化協会芸術家登録制度は、白山市文化振興条例における「文化創生都市 白山」及び白山市文化協会規約第3条の目的である、ひとづくり・まちづくりを推進する取組の一環として、芸術家の情報などを広く紹介し、市民に芸術家に対する認知度を高めるとともに、芸術家の育成を図ることを目的として創設する。

(登録)

第2条 次の各号のいずれかに該当する個人又は団体(音楽、演劇その他の共同制作を行う集団をいい、芸能事務所、研究会その他の構成員が各自で活動を行うものは除く。以下同じ。)は、申請により、芸術家登録(文化芸能活動者の氏名又は活動名、活動内容その他の情報(以下「芸術家情報」という。)を体系的に構成したものをいう。以下同じ。)に登録することができる。

- (1) 白山市文化協会に加盟する個人又は団体
- (2) 白山市在住又は出身者の者(団体の場合は、申請者が白山市在住又は出身者の者であること。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、芸術家登録を行わず、又は芸術家情報の全部若しくは一部を白山市文化協会ウェブサイトに掲載しないものとする。

- (1) 申請を行った個人又は団体(その構成員を含む。)が、反社会的な活動に関わっているとき。
- (2) 登録の目的が、政治活動又は宗教活動のためであるとき。
- (3) 活動内容又は申請された芸術家情報(アドレスで示されたウェブサイトのコンテンツを含む。以下この項において同じ。)が、公序良俗に反するとき。
- (4) 活動内容又は申請された芸術家情報が、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるとき。
- (5) 活動内容又は申請された芸術家情報が、芸術家登録の品位を傷つけるおそれのあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、芸術家登録に登録することが不適當であるとき。

(通知と掲載)

第3条 前条第1項の規定により芸術家登録に登録したときは、その旨を当該申請者に通知するとともに、芸術家情報のうち申請者の同意を得ている情報を白山市文化協会ウェブサイトに掲載するものとする。

2 前条第2項の規定により、芸術家登録に登録しなかったとき又は芸術家情報の全部若しくは一部を白山市文化協会ウェブサイトに掲載しなかったときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第4条 芸術家登録に登録された個人又は団体(以下「登録芸術家」という。)は、芸術家情報に変更が生じたときは、速やかに、その旨を白山市文化協会に届け出なければならない。

(登録抹消)

第5条 登録芸術家から芸術家登録の登録を抹消(以下「登録抹消」という。)の申出があったときは、登録抹消をするものとする。

2 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、白山市文化協会は登録抹消をすることができる。

- (1) 登録芸術家が、偽りその他不正の手段により芸術家登録に登録されたとき。
- (2) 登録芸術家が、第2条第1項各号に該当しなくなったとき。
- (3) 第2条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前条の規定による変更に関する届出をしないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上登録抹消をする必要があるとき。

3 登録抹消したときは、その旨を当該登録芸術家であった者に通知するものとする。

(個人情報の取扱い)

第6条 個人情報については、第1条に規定する目的のみに利用することとする。

2 非公開情報について外部から問い合わせがあった場合、先方の連絡先と問い合わせの趣旨を確認したうえで、登録芸術家に開示の可否について確認をとることとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。